

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金の2022年度財政決算結果について	P1
【コラム】他制度掛金相当額について	P7

確定給付企業年金の2022年度財政決算結果について

1. はじめに

弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の2022年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については2023年3月末決算（全66件）を、規約型については2022年9月末決算、2022年12月末決算、2023年3月末決算および2023年6月末決算（全941件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の平均値の昨年度との比較は、〈図表1〉の通りです。

基金型は昨年度から低下し、規約型は決算期毎に見ると、2023年3月末決算までは世界的なインフレおよびそれに伴う各国の政策金利引き上げなどによる運用環境悪化の影響を受け、昨年度から低下しましたが、2023年6月末決算は2023年4月以降の国内外の株価上昇などにより昨年度から上昇しました。

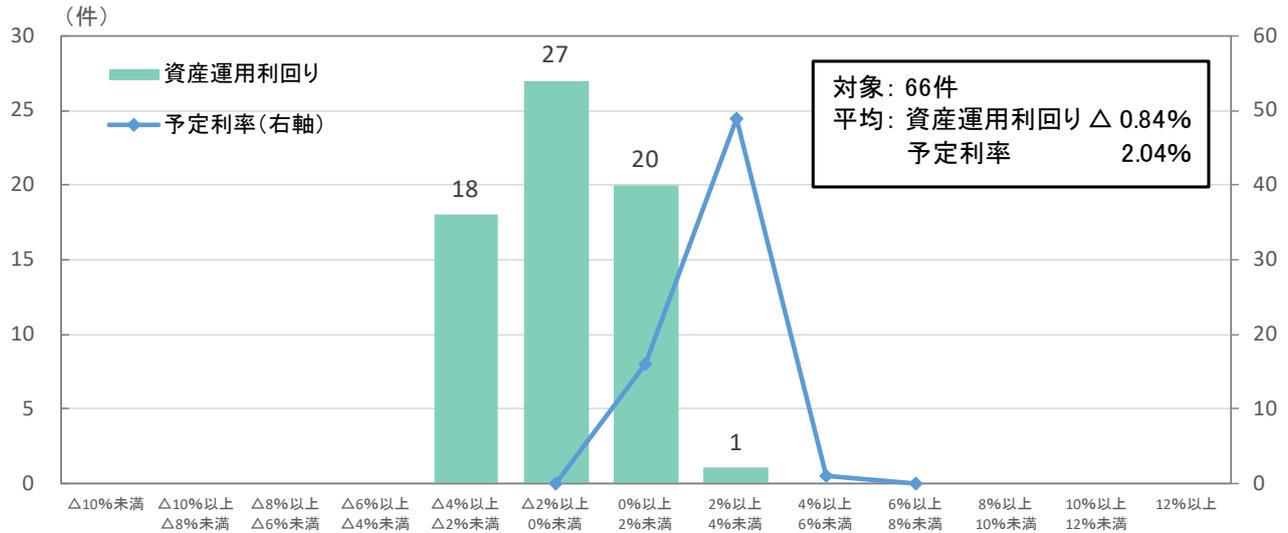
〈図表1〉資産運用利回りの平均値の昨年度との比較

	基金型	規約型				
	2023年3月末	計	2022年9月末	2022年12月末	2023年3月末	2023年6月末
昨年度	1.86 %	4.52 %	9.70 %	7.40 %	1.49 %	△ 2.82 %
当年度	△ 0.84 %	△ 2.56 %	△ 5.06 %	△ 7.40 %	△ 1.75 %	5.09 %
変化	↓	↓	↓	↓	↓	↑

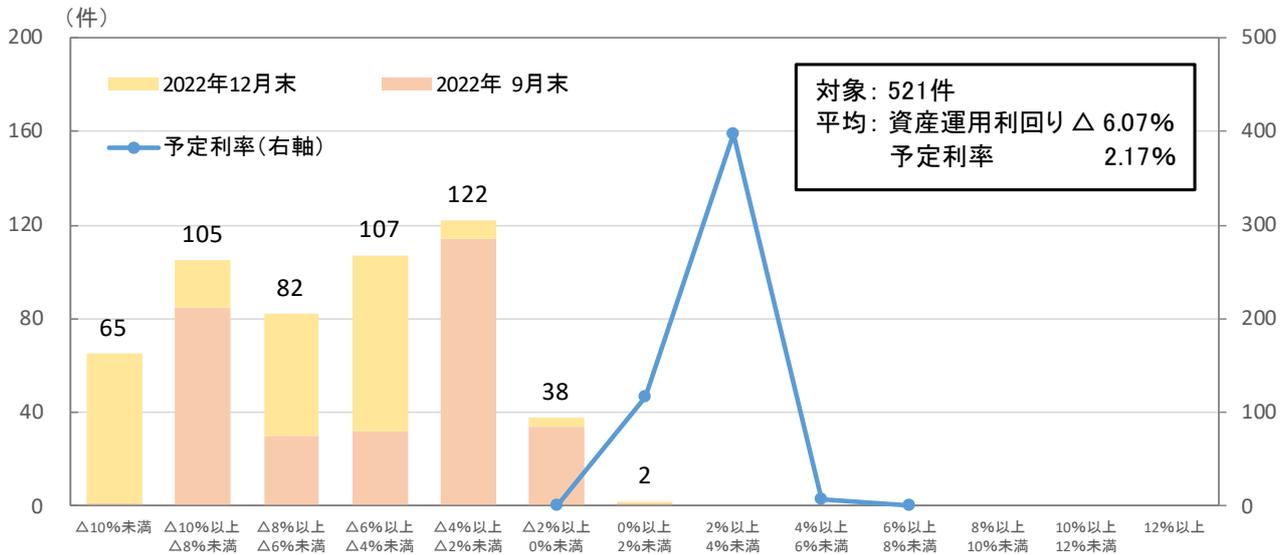
資産運用利回りおよび掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は、〈図表2-①〉、〈図表2-②〉および〈図表2-③〉の通りです。

予定利率は年2.0%~2.5%を中心として分布しており、今年度の資産運用利回りは2023年6月末決算ではおよそ半分の制度が予定利率を上回っていたものの、その他の決算期では基金型、規約型ともに大半の制度が予定利率を下回っていました。

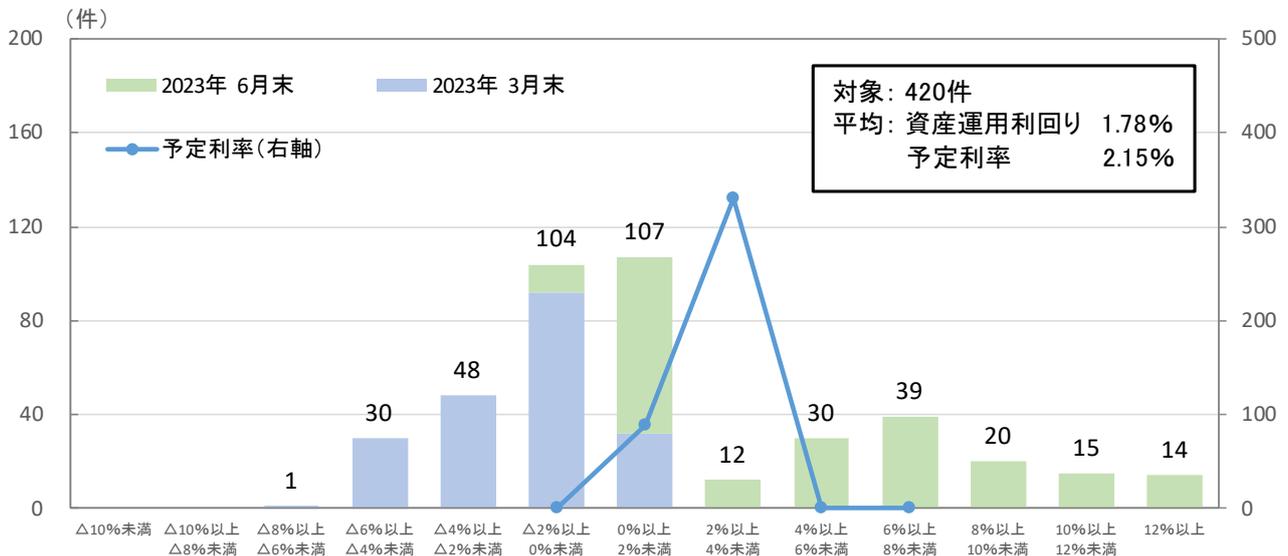
＜図表2－①＞基金型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況（2023年3月末決算）



＜図表2－②＞規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況（2022年9月末決算、2022年12月末決算）



＜図表2－③＞規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況（2023年3月末決算、2023年6月末決算）



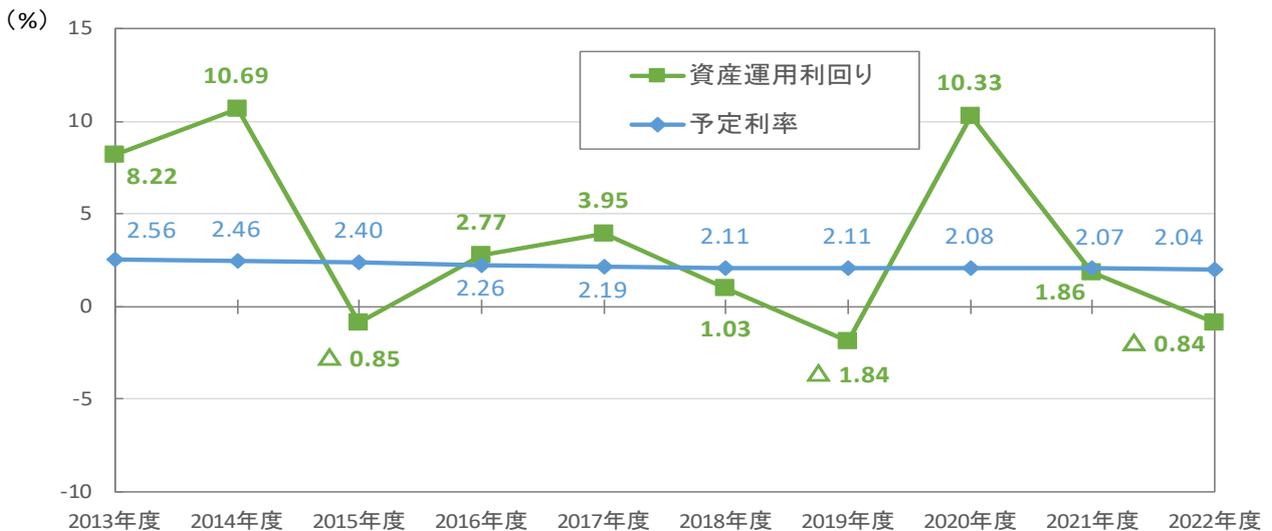
過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移は、〈図表 3-①〉および〈図表 3-②〉の通りです（規約型は 3 月末決算のみを対象に集計）。

資産運用利回りについては、長期的な運用目標に応じたりスクをとった運用をする制度が一般的であることから年度毎に大きな変動が見られます。ただし、過去 10 年間の利回りを 1 年あたりに換算すると基金型で 3.44%、規約型で 3.50%となっており、長期的に見て一定程度の収益が得られていると考えられます。

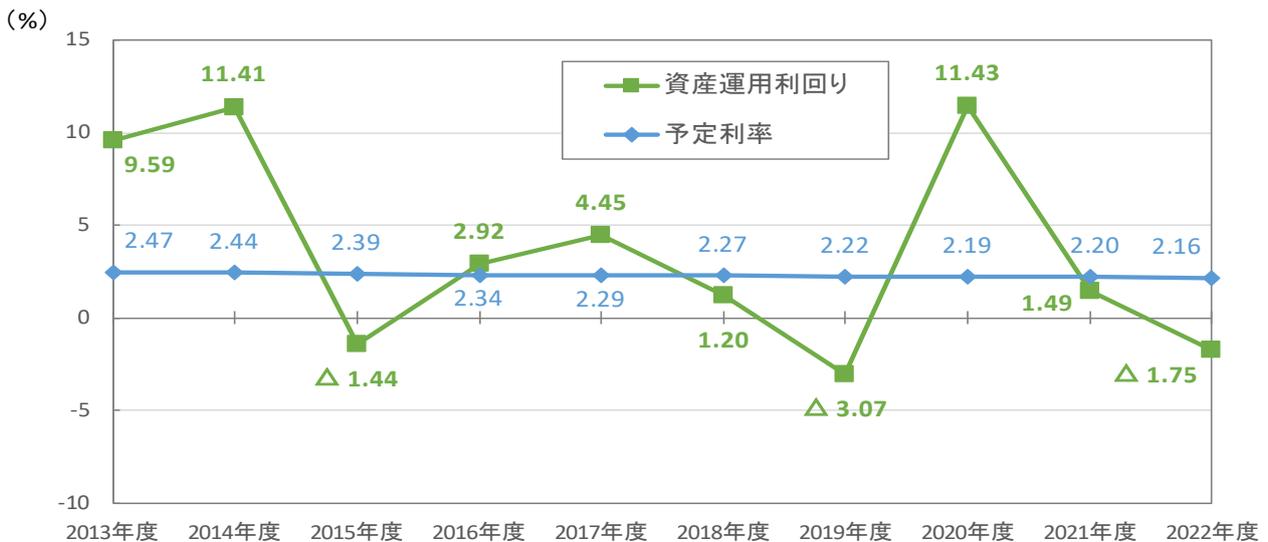
一方で、予定利率は、財政運営の安定志向を反映して、ここ 10 年間は一貫して低下傾向にあります。

運用利回りと予定利率との比較をすると、過去 10 年間では運用利回りの方が上回っており、多くの制度で利差益が発生しています。

〈図表 3-①〉基金型における過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移
(3 月末決算)



〈図表 3-②〉規約型における過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移
(3 月末決算)



(注)3 月末決算のみを対象に集計。

3. 継続基準の積立比率について

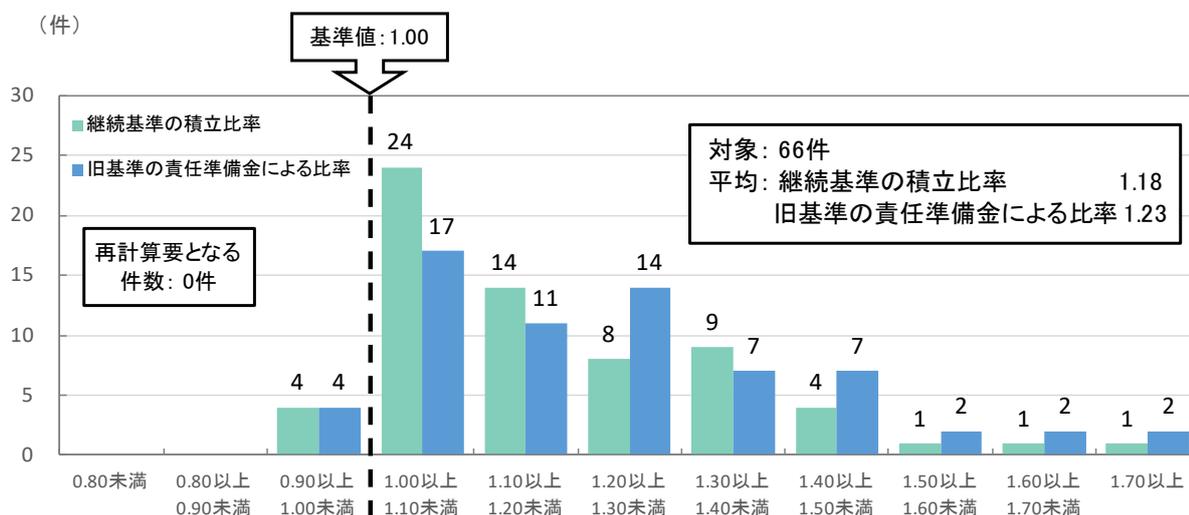
継続基準の積立比率（＝純資産額÷責任準備金）の分布状況は、＜図表4－①＞および＜図表4－②＞の通りです。2017年1月に導入された財政運営基準により積立剰余に相当する額が責任準備金に含まれるように変更されていますので、ご参考として旧基準の責任準備金（数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）による比率も載せています。

継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うために必要な額（責任準備金）に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。ただし、1.00を下回っていても、財政再計算の要否の基準（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）が1.00以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

積立比率の平均値は基金型で1.18（昨年度：1.18）、規約型で1.21（昨年度：1.24）となり、基金型は昨年度と同水準となり、規約型は昨年度から低下しました。旧基準の責任準備金による比率の平均値は基金型で1.23（昨年度：1.27）、規約型で1.25（昨年度：1.32）となり、基金型、規約型ともに昨年度から低下しました。

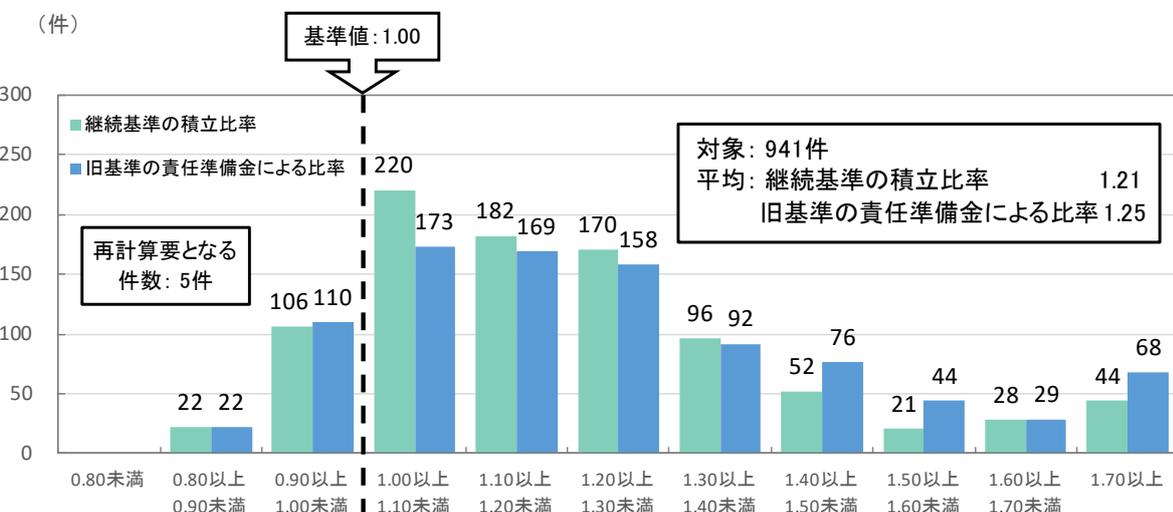
また、「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で4件、規約型で128件ありましたが、一方で、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件、規約型で5件と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

＜図表4－①＞基金型における継続基準の積立比率の分布状況（2023年3月末決算）



＜図表4－②＞規約型における継続基準の積立比率の分布状況

(2022年9月末決算、2022年12月末決算、2023年3月末決算、2023年6月末決算)



4. 非継続基準の積立比率について

非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況は、〈図表5－①〉および〈図表5－②〉の通りです。

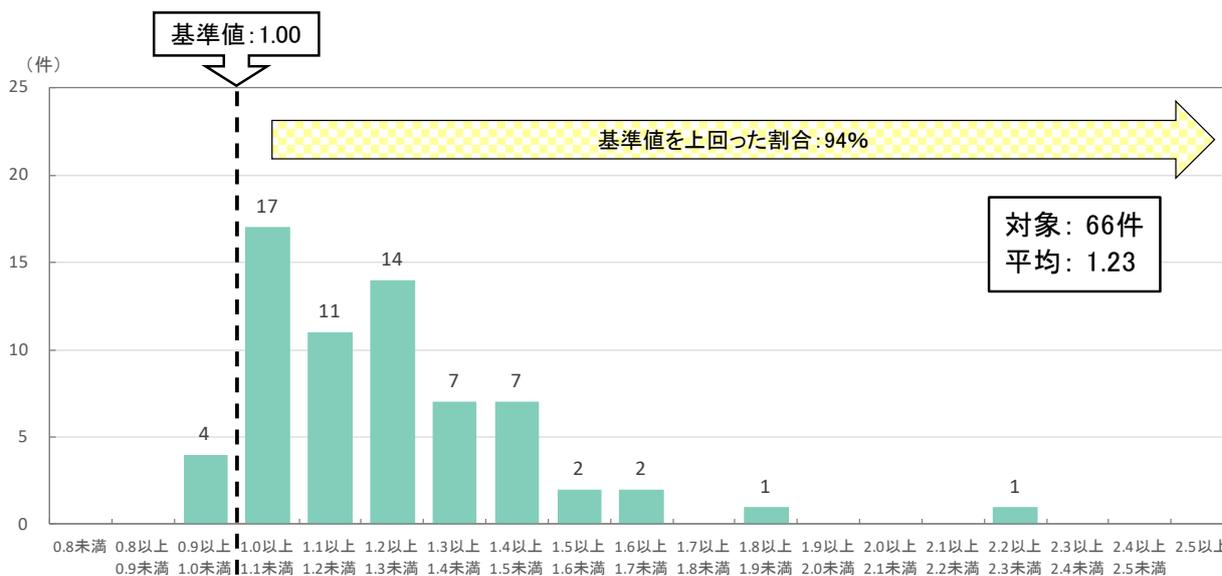
非継続基準の財政検証は、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。

積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約94%（昨年度：約92%）が、規約型においては全体の約92%（昨年度：約93%）が基準値を上回っております。

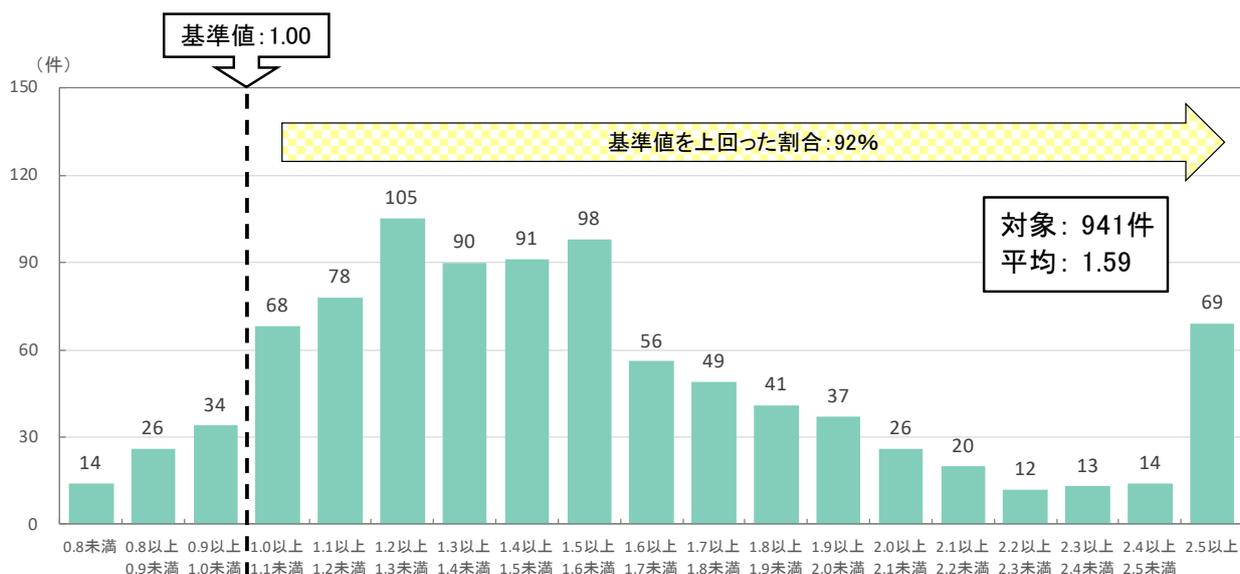
また積立比率の平均値は、基金型で1.23（昨年度：1.27）、規約型で1.59（昨年度：1.65）でした。

2022年度は、2023年6月末決算では運用が好調であったものの、その他の決算期では運用が低調であったため、基金型、規約型ともに積立比率は昨年度から低下しました。

〈図表5－①〉基金型における非継続基準の積立比率の分布状況（2023年3月末決算）



〈図表5－②〉規約型における非継続基準の積立比率の分布状況
（2022年9月末決算、2022年12月末決算、2023年3月末決算、2023年6月末決算）



5. 積立超過の財政検証について

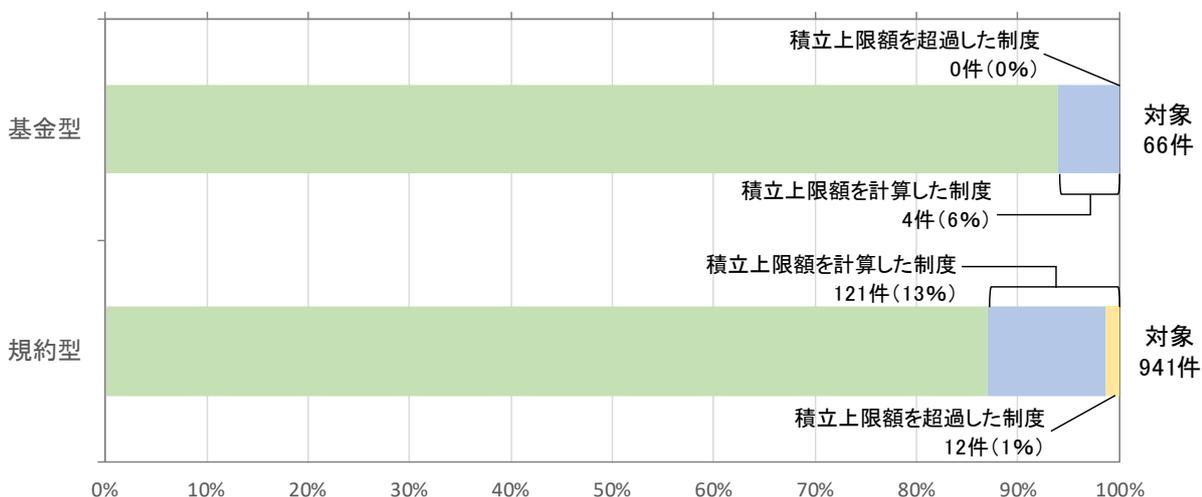
積立超過の財政検証の状況は、〈図表6〉の通りです。

積立超過の財政検証では、数理上資産額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額を超過した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する分から、掛金を一部または全部停止しなければなりません。

積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、「財政検証における数理債務」以上となります。実際に「積立上限額算出のための数理債務」を算出した先のこれらの数理債務の比率（＝「積立上限額算出のための数理債務」÷「財政検証における数理債務」）の平均値は、基金型で1.77、規約型で1.59でした。なお、数理上資産額が「財政検証における数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額を上回らない場合は、数理上資産額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

積立上限額を計算した制度の割合は基金型で約6%（昨年度：約6%）、規約型で約13%（昨年度：約15%）であり、積立上限額を超過した制度の割合は基金型で0%（昨年度：0%）、規約型で約1%（昨年度：約1%）でした。

〈図表6〉積立超過の財政検証の状況



6. まとめ

2022年に入って以降、世界的なインフレ及びそれに伴う各国の政策金利の引き上げなどにより運用環境が悪化しました。2023年4月以降は、国内外の株価上昇などにより運用環境が改善しましたが、2022年度財政決算全体で見ると利差損の発生した制度が多かったといえます。そのため、継続基準の積立比率は昨年度から低下し、基準値を下回る制度が昨年度から増加しました。ただし、基準値を下回った制度についても、大半は積立不足が許容繰越不足金の範囲内に収まり、財政再計算の実施を留保することができました。

非継続基準の積立比率についても、継続基準の積立比率と同様に昨年度から低下しました。しかし、足元の国債の利回りは上昇しているため、今後、最低積立基準額の算出に使用する予定利率は上昇していくことが予想されます。そのため、最低積立基準額が減少し、非継続基準の積立比率は上昇していくことが見込まれます。

なお、今年度は運用環境の悪化などにより財政状況が悪化しましたが、それでも引き続き継続基準、非継続基準とも一定の余裕を持って基準を上回っている制度が多く、概ね安定した財政運営が行われていることが見受けられました。しかし、最近の物価上昇により、制度による給付の実質的な価値が目減りしてきていると考えられます。これまで積み上げた剰余金には不足金発生時のバッファの役割があると考えられますが、今後はバッファの確保に加えて給付改善のための原資とすることも考えられます。

(信託年金営業部 コンサルティング室 数理グループ 松浦 光利)

他制度掛金相当額について
～他制度掛金相当額が変動する時とその際の留意点～

今回のコラムのテーマは、「他制度掛金相当額の変動」に関する、とある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との会話です。

Aさん：前回（2023年10月号）は、他制度掛金相当額と企業型確定拠出年金の拠出限度額の経過措置について詳しくご教示いただきありがとうございました。お客さまからも他制度掛金相当額に関するご質問をいただくことが増えているなど感じていますが、先日、次のようなお問い合わせをいただきました。

『他制度掛金相当額は一度定めれば、その後に給付水準の変更等を行わない限りは、変動することはないのか？』

B課長：なるほど、多くのお客さまがもたれる疑問だね。Aさんはどのように回答しようと考えているのかな？

Aさん：はい、確定給付企業年金（以下、本文中「DB」）制度においては少なくとも5年に1度、財政再計算を実施して掛金率の見直しを行う必要があります。その時に、新しい標準掛金率や特別掛金率をお客さまにご報告していますが、これらの掛金率が変わるとということは、他制度掛金相当額も併せて変動することになります。

B課長：よく勉強しているね。掛金率の算定において、昇給率や脱退率等の様々な基礎率を設定するけど、他制度掛金相当額もこれらの基礎率に基づいて算定されることから、当該基礎率を見直すことで、他制度掛金相当額も変動することとなるね。

Aさん：ありがとうございます。実はこの質問に関連してなのですが、前々から気になっていることがあります。

B課長：どのようなことかな？

Aさん：はい、他制度掛金相当額が変動して、個人型確定拠出年金（以下、本文中「iDeCo」）の拠出額が知らないうちに減額、もしくは拠出できなくなり、驚いてしまうiDeCo加入者が出てくるのではないかとということです。当社でもDB制度が実施されていますが、先日、他制度掛金相当額に関する案内を遅ればせながら確認し、そこで初めて具体的な額を知りました。私はiDeCoにも加入しているのですが、案内された額であれば幸い、現在拠出しているiDeCoの掛金額を減額させる必要はないということが分かりました。しかし、前回にもご説明いただいた通り、iDeCoには経過措置がないため、他制度掛金相当額が変動することによって、急にiDeCoの掛金が拠出できなくなり、驚いてしまうということも起こりえるのかなと……。

B課長：なるほど、Aさんの懸念はもっともだね。

Aさん：私は事業主からの案内で他制度掛金相当額を知ることが出来ましたが、一般にDB制度の加入者はどのようにして他制度掛金相当額を知ることになるのでしょうか。

B課長：基本的には、Aさんのように事業主からの周知によって知ることになるよ。その方法としては事業主ごとにやりやすい方法を選択していただければ良いと思うけど、例えば、一年に一度加入者に対して周知するDB制度の業務概況に記載するといった方法が考えられるだろうね。特に財政再計算等によって他制度掛金相当額が変動し、iDeCoの拠出限度額も変わるときは、業務概況に載せるだけでなく、全社的に加入者に伝えていただくことが望ましいと言えるよ。

Aさん：その通りですね。私も財政再計算の説明を行う際には、他制度掛金相当額についても丁寧にご案内するように努めていきたいと思います。

B課長：良い心がけだね。併せて、もう一つ、お客さまに伝えてほしいことを、レクチャーしよう。

Aさん：ありがとうございます。

B課長：まず、当社ではDB制度の運営状況に関する報告を毎年、加入者向けに冊子を配って案内しているけれど、Aさんはその報告書をこれまでに読んだことがあったのかな？

Aさん：お恥ずかしいのですが、真剣に読んだことはなかったと思います。他制度掛金相当額が導入さ

れると知るまでは、DB 制度についてあまり興味を持ったことがなかったですね。

B 課長：おそらく A さんだけでなく、他の多くの加入者も似たような状況だろうね。自分の勤めている会社に DB 制度があるということは知っていても、どのような運営がなされているかについては知らないことが圧倒的に多いだろうね。しかし、他制度掛金相当額の導入により、特に A さんのように iDeCo に加入している人は、掛金の水準に敏感になることが予想されるよ。

A さん：そうですね。今後、話題になることも増えると予想します。

B 課長：ここで、例えば、事業主が運用環境を踏まえ、運用リスクを低下させるために、運用資産のポートフォリオを株式から債券中心のものに見直し、併せて DB 制度の予定利率の引下げを検討するでしょう。この話を聞いたとき、A さんはどう思うかな？

A さん：リスクの低い運用を行い、予定利率を引き下げれば、DB 制度が積立不足に陥るリスクを低減できますね。加入者にとって、安心できることだと思います。

B 課長：そうだね。ただ、予定利率の引下げにより、積立金の運用収益を低く見積もることになるから、標準掛金と併せて他制度掛金相当額も上昇することとなるね。それはすなわち、iDeCo の拠出額に影響が及ぶことにもなるのだよ。

A さん：なるほど。であれば、予定利率の引下げには賛同できないかもしれません。

B 課長：A さんの反応は自然なものだと思うよ。ただ、例えば逆に、事業主がハイリスクな運用を志向し、予定利率を引き上げることとした場合、他制度掛金相当額は小さくなるけど、運用環境の悪化時には DB 制度に大きな積立不足を抱えるリスクを増やすことにもなってしまいます。他制度掛金相当額が小さくなることだけに着目して、この変更にも賛同することも望ましいとは言えないね。

A さん：考慮しなければならぬことが多いですね。難しいです……。

B 課長：少し混乱させてしまったかな？ 今後、事業主が iDeCo 加入者に配慮して、他制度掛金相当額の水準について受託機関に相談するということも考えられるけれど、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）（令和3年9月1日 年企発第0901第2号）」の「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額 Q&A 番号10」においては、「標準掛金の計算に用いる基礎率は、もっぱら各確定給付企業年金の実績及び予測（予定利率については積立金の運用収益の長期の予測）に基づき適正かつ合理的に定めるものであり、他制度掛金相当額を調整することを目的として基礎率の設定方法を変更することは認められない」との見解が示されており、このことはお客さまに伝えなければならないね。そして、DB 制度の運営にあたって、事業主はこれまで以上に自社の DB 制度の運営状況をつぶさに加入者に伝え、労使間で活発に意見交換することが求められると言えるよ。加入者に対して他制度掛金相当額を説明するだけでなく、労使間でしっかりと議論していただくことが必要だね。

A さん：私たちもそのお手伝いをしていきたいですね。これからも日々勉強に励み、お客さまに分かりやすい情報提供に努めていきたいと思っています。

B 課長：頼もしいね。期待しているよ。

（信託年金営業部 コンサルティング室 数理グループ 堀池 譲立）

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク（こちら→ <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>）の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。
ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1750 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2023(令和5)年11月号 No.667

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>